

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 4 号		
件 名	空き地、空き家の相続放棄等について		
要 旨	<p>毎回毎回本会議等で、空き家などの課題について質問があります。相続放棄された空き家、土地であっても、場合によっては、一部管理義務があります。不動産の売買や活用が見込めない古くてメンテナンスや修繕が発生する物件は、相続放棄が発生しています。現状、相続放棄された空き地、空き家等は、管理不全住宅でも行政は何も対応、措置しない。近隣の安全確保と良好な住環境の維持ができない相続放棄。放棄された施設物件の修繕、解体ルールは、どうなっているのか、どうするのか。不動産屋さんも困って数か所から相談を受けました。</p> <p>相続財産清算人の選任申立て費用・方法の改善を求めます。</p> <p>行政は、課税担当と空き家担当の情報共有を素早く徹底してほしい。</p> <p>次に、特定空家で土地が国の管理、所有地で、建物は新潟市民が所有の場合で、法に基づき強制的に施設の解体撤去を行う場合、代執行は国がやるのか、市がやるのか、どちらでしょうか、制度があるのででしょうか。</p> <p>よって、貴議会において次の事項に配慮されたく陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	令和8年2月17日	第1項 第2項	} 環境建設常任委員会
受 理	令和8年1月13日	第524号	

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 相続財産清算人の選定は、弁護士等なら公費負担の制度設計を制定すること。2 課税と空き家の担当部署は、情報の共有をして管理不全住宅を少しでも減らす努力をすること。
--	--